常滑市立小中学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

常滑市教育委員会

目　　次

1　計画の趣旨・現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　教育委員会が実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・3

5　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・・6

1　計画の趣旨、現状

（1）計画の趣旨

近年、教育職員の長時間勤務が全国的な課題となっており、業務の過重負担は健康障害のリスクを高め、教育の質に影響を及ぼしている。そこで、学校教育の質を維持しつつ、教育職員一人一人が心身ともに健康で、安心して教育活動に専念できる環境を確保し、持続可能な学校運営体制を構築することを目的とし、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第８条に基づき、本計画を策定する。

文部科学省通知「学校における働き方改革の推進について」および「愛知県公立学校働き方改革ロードマップ　アップデート版」を踏まえた上で、教育職員の業務量管理、健康確保措置、勤務環境改善を計画的に推進する。

（2）対象範囲

本計画は、次の市立小中学校に勤務する教育職員（管理職・教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員等、学校に所属する全職員を含む）を対象とする。

・小学校：９校、中学校：４校

（3）本市の現状とこれまでの経過

本市は、地域の方々に支えられる学校文化が根付いており、各校の教育職員はその期待に応えるべく日々努力している。しかし、部活動や学校行事、各種調査・報告等の業務事務、複雑化した相談対応、会議等に多大な時間を要し、時間外在校等時間が長時間化している。蓄積した疲労による療養休暇等の取得者も見受けられ、残された教育職員への業務負担増という悪循環も懸念される。このような状況に鑑み、市教育委員会として以下の取組を実施してきた。

・５月の大型連休終了までの「１授業を５分短縮」の実施
・繁忙期における学校判断による短縮日課への変更
・小学校低学年（１・２年生）の通知表発行回数の削減（年１回へ）
・９月第１週の「午前中日課・給食後下校」の実施
・中学校部活動の活動時間・日数のガイドラインによる制限
・令和７年度、管理職を対象とした「働き方改革研修会」の実施と各校でのプロジェクト案作成

【令和７年度の時間外在校等時間の状況】（４月から２月まで）

	年平均(R6)	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 34.2 時間	23.8%	0.9%
中学校	月 36.8 時間	32.6%	3.3%

依然として４分の１を超える教育職員が月 45 時間を超えており、成績処理や学級事務の負担軽減が急務である。働き方改革の真の目的は、職員が「本来担うべき業務（授業準備、児童生徒との触れ合い）」に注力できる環境をつくることにある。保護者・地域の理解を得ながら、業務を精選し、教育職員が健康で持続可能な教育活動を推進する。

２　目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

国の指針で定められた上限時間（１か月時間外在校等時間：45 時間、１年間時間外在校等時間：360 時間）の範囲内とするための数値目標として、以下のように設定する。

①１か月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員を０％にする。
②１年間における１か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に削減する。

【単年度目標】（45 時間超の職員割合）

・令和８年度･･･**20%以内**
・令和９年度･･･**12%以内**
・令和 10 年度･･･**５％以内**
・令和 11 年度･･･**０％（達成）、および月平均 30 時間程度への削減**

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①年間の年次有給休暇の平均取得日数を 12 日以上に維持する。
【令和６年度：14 日７時間 36 分、令和７年度 11 月末まで：８日７時間 16 分】
②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下に減少させる。
【令和７年度：10.4%】
③ストレスチェックにおける健康リスクの値を 80 以下とする。
【令和４年度：81、５年度：85、６年度：82、７年度 82】
④教育職員が専門性を発揮し、生き生きと働きがいを実感できる環境を構築する。
【定期的な校長による面談等の実施】

３　計画の期間

・令和８年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の４年間

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「学校と教師の業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

①　学校以外が担うべき業務

ア　通学路の見守り

・地域住民、交通指導員等による活動推進。委員会による安全整備の実施。

・教育委員会主催の通学路安全推進委員会による通学路の安全整備の推進。

イ　校外の見回り、夜間対応

・警察等への連絡依頼先を教育委員会に集約。学校への夜間対応は原則認めない体制の構築。

・保護者が第一義的な責任を負うことの認識の共有と保護者への理解の促進。

・電話及びメールに対応できる環境の整備（長時間拘束を制限する体制の構築)。

ウ　学校領収金の管理

・修学旅行費等の業者委託推進、公会計化の検討。

エ　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

・地域学校協働活動推進員（コーディネーター）への連絡調整の集約【今後検討】。

オ　困難事案への対応

・市長部局との連携窓口設置。ＳＬ・ＳＣ・ＳＳＷによる組織的対応の標準化。

②　教師以外が積極的に参画すべき業務

ア　調査・統計

・教育委員会保有データの活用による学校への照会削減。デジタル回答の推進。

イ　広報・ウェブサイト

・セキュリティ基準の統一と更新作業の簡素化ルール（個人情報保護・掲載ルール等）の策定。

ウ　ＩＣＴ保守管理

・ＩＣＴ支援員の常駐・定期巡回強化（故障対応・設定変更・アップデート等)。

・市による端末の一括管理（Ｃ４ｔｈ）の徹底

エ　施設管理・緑化管理（運動場にがり散布、樹木剪定等含む）

・専門業者による点検・保守の拡大。

オ　解錠・施錠

・解錠・施錠時刻の厳守。

カ　休み時間の安全配慮

・委員会による遊具点検の徹底、地域ボランティアの活用。

キ　校内清掃

・清掃回数の見直し、および地域連携の検討。

ク　部活動

・令和８年９月からの「休日部活動の地域展開」の完遂。指導者バンクの整備。

③　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア　給食対応

・アレルギー対応マニュアルの標準化（事故防止手順書による教師の負担軽減)。

・栄養教諭の専門的支援体制の強化（年数回の巡回指導と ICT を利用した相談窓口の設置)。

・給食時間の食育及び安全指導動画の提供（担任の口頭説明の負担軽減)。

イ　授業準備

・教材データベース、生成ＡＩ等の活用による教材作成の効率化。

・ICT 支援員の授業準備の拡大（電子黒板資料の作成、端末の設定など)。

・デジタル教科書の活用研修の充実（教員の負担軽減)。

ウ　成績処理

・通知表記載内容の精選（成績カード化)、ＣＢＴ等の自動採点機能の活用。

エ　学校行事

・行事マニュアルの標準化（野外活動・修学旅行などにおける段取りの統一)。

・「行事適正化ガイドライン」による必要最小限の運営とマニュアル化。

オ　進路指導

・Ｗｅｂ出願の推進、およびデジタルデータ連携による調査書作成の簡素化。

カ　個別対応

・統一フォーマット（個別の教育支援計画、指導計画）の活用。

・市教育支援センターとの連絡調整の一元化（学級担任の負担軽減)。

・外部機関（福祉・医療・警察）との連携プロトコルの整備（対応の標準化と教育職員による個別判断の負担軽減)。

（２）学校における措置の推進

・学校ごとに業務の見直しを独自に行い、各校の教育職員が担う業務の適正化を図る。

（３）健康および福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規程を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①月 80 時間超の教育職員に対して、産業医による面接指導を確実に実施する。

②勤務終了から翌日の勤務開始まで 11 時間以上のインターバル確保に努める。

③ストレスチェック受検率 100％を維持し、集団分析結果を職場改善に活用する。

④連続休暇の取得を促進し、夏季（８月９日から８月 16 日までの土日を除く)・冬季

（12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を除く）における計 7 日間の学校閉庁日を実施する。

⑤月 2 回以上の「定時退校日」を設定し、達成状況を点検する。令和 9 年度からは週 1 回の「定時退校日」を実現へ向けて、教育職員一人一人の業務の適正化を図る。

5　今後のフォローアップ、関連する取組について

（1）フォローアップの基本方針

①実施状況の可視化と点検

・各学校の取組状況を定期的に収集・分析し、業務削減や負担軽減の進捗を把握する。

②改善サイクル（PDCA）の確立

・年間を通じて「計画→実施→点検→改善」の流れを確実に回すため、教育委員会が主導して点検会議等を設置する。

③健康確保の実態把握と早期対応

・教職員の健康リスクを早期に把握し、必要な支援へつなげる仕組みを構築する。

（2）フォローアップの具体的な方法

①定期的な進捗確認

ア　月次・学期ごとの業務量データの収集

・時間外在校等時間、持ち帰り業務時間

・出張・会議・校務分掌の負担状況

・繁忙期の業務量の偏り

→ 校長が入力し、教育委員会が集約して状況を分析。

イ　健康状態の把握

・ストレスチェック結果の活用

・産業医による面談の実施状況

・過労が懸念される教職員のフォロー

→ 健康確保措置の実施状況を一覧化して点検。

ウ　教職員アンケートによる実感把握　・業務削減の実感

・負担の大きい業務

・改善してほしい校務運営

→ 教員の主観的負荷を継続的に把握。

②学校改善のための対話の場

ア　学校訪問・ミーティングの実施

・教育委員会が校務改善担当者として学校を定期訪問し、課題を共有。

・管理職との「業務改善面談」を年数回実施。

イ　校長・教頭等による校務改善協議

・全校で業務量削減を議題とした職員会議を義務化。

・年度ごとに「業務改善テーマ」を設定して進捗を報告。

③外部からの評価

ア　外部有識者による第三者点検

→ 年に 1 回、学校の働き方改革の進捗について助言を受ける。

イ　保護者・地域への説明

・学校だより、学校運営協議会で業務量の実態や改善状況を説明。

→ 理解を得ることで新たな負担増を防止。

（3）関連する取組（教育委員会主導）

①業務削減のための構造改革

ア　スクールサポートスタッフ・部活動指導員の拡充

イ　給食関連、ICT 管理、教材準備などの教員以外への移管の推進

ウ　行事・会議・校務分掌の大胆なスリム化

エ　デジタル化の加速（教務支援システム・生成 AI 活用）

②健康確保施策の強化

ア　長時間勤務者の個別支援（面談・業務棚卸し・分掌見直し）

イ　時間外上限ガイドラインの順守徹底

ウ　メンタルヘルス研修・相談窓口の充実

エ　管理職向け「業務マネジメント研修」の実施

③計画の継続的な更新

ア　年度末に総点検し、翌年度計画へ反映

イ　国・県の新たな働き方改革方針を速やかに計画へ盛り込む

ウ　学校ごとの特色に応じた個別計画の策定を支援